

第 204 回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市告示第 5 号

令和 3 年 4 月 30 日かすみがうら市告示第 5 号をもって、令和 3 年 5 月 10 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 204 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和 3 年 5 月 10 日（月） 午後 2 時開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番	海東 功	2 番	西崎 敏和	3 番	鈴木 良道	4 番	宮本 教夫
5 番	塚本 勝男	6 番	安田 治	7 番	飯田 敬市	8 番	久松 弘叔
9 番	井坂 孝雄	10 番	高田 健司	11 番	谷中 昌	12 番	廣原 孝
13 番	栗山 千勝	14 番	塚本 茂	15 番	中山 峰雄		

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明(書記) 主任 青山 哲士

6. 議事録署名委員

1 番 海東 功 2 番 西崎 敏和

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
報告第11号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出
について
報告第12号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について
- ⑤ 議案審議について
議案第30号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第31号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第33号 現況証明願の交付決定について
議案第34号 農地法第 4 条の規定による許可の取消願について
議案第35号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について
議案第36号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第37号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について（農地中間管理事業）
議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農
用地利用配分計画案の意見の決定について

午後 2 時 50 分閉会

事務局長	<p>只今から、令和3年度 第204回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p>
議 長	<p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。 (会長あいさつ)</p>
事務局長補佐	<p>はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。 (諸般の報告朗読)</p>
議 長	<p>次に 会議録 署名委員の指名 及び 書記の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則 第16条 第2項の規定により、1番 海東功 委員、2番 西崎敏和 委員を指名いたします。</p>
議 長	<p>なお、本日の会議書記は、事務局の 横田係長を指名いたします 次に日程の決定について、お諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議 長	<p>次に報告第11号、第12号の報告案件ですが、委員の皆様にはすでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p>
11番 谷中委員	<p>4ページの9番、10番の件なんですけど、中間管理機構を通しての貸付ということやったと思うんですけど、本人に聞いてみたら、中間管理機構で解約しないと利用権設定が出きないというような指導を受けたということなんですけど、これは、再配分で可能でなかったんですか。 せっかく、中間管理機構を利用して契約したものを解除して新たに利用権設定をするということじゃなくて、再配分の処理をすれば、可能じゃないか。なんか役所からでは、解約しないと、利用権設定出来ないという指導を受けたということなんですけども。</p>

議 長	暫時休憩します。
議 長	議事を再開いたします。
事務局	谷中委員さんからご指摘があった件に関しましては、今後、農林水産課とも確認をとりながら再設定というかたちで進められるものであれば、せつかく中間管理機構を通して行っていた案件なので、継続してできるようなかたちで農林水産課とも協議したいと思います。以上になります。
議 長	よろしいでしょうか。 ほかに、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。 ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
6 番 安田委員	4 月 30 日午前 9 時から霞ヶ浦庁舎において、塚本委員と鈴木良道委員と私、安田の 3 名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 番号 1 番は、坂地内の●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する田 3 筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。れんこんを作付けする計画です。 続きまして番号 2 番は、牛渡地内の●●●●●●●●から約 700m 南西に位置する畑 1 筆になります。 現況は、ビニールハウス等もあり、おおむねきれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。

	<p>水稻の苗を作る計画です。</p> <p>続きまして番号 3 番は、●●●●●●●●から約 600m北東に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>そばと野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 4 番は、譲受人は同一ですが、場所が離れているため、分けて説明いたします。</p> <p>まず、東野寺の農地は、東野寺地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約 100m南東に位置する畑 1 筆、●●●●●●●●●●●●●●●●から約 100m北西に位置する畑 2 筆、約 100m南に位置する田 3 筆になります。</p> <p>また、西野寺の農地は、●●●●●●●●から約 300m北西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>現況は、いずれもきれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。</p> <p>栗と水稻を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長	次に、番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号 3 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 3 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号 4 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 4 番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 4 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」 は、原案のとおり許可することに決定いたします
議 長	次に「議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。

事務局	事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。 それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
5 番 塚本 (勝) 委員	それでは第 4 条について説明いたします。 番号 1 番 図面番号 1 番も併せてご覧ください。 申請地は●●●●●から約 300m 南東に位置する畑 1 筆になります。 こちらは第 3 種農地と判断いたしました。 申請人は、農業用資材置場として利用のため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。
議 長	委員の皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	賛成多数ですので、番号 1 番は、原案のとおり交付することに決定いたします。 「議案第 31 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に 「議案第 32 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」 上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号 2 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、番号 2 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第 25 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に「議案第 33 号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
3 番 鈴木 (良) 委員	それでは説明いたします。 番号 1 番になります。図面番号 4 番も併せてご覧ください。 申請地は、田伏地内の●●●●●●●●●●●●●●●●から約 200m 東に位置する畑 1 筆になります。 こちらは、20 年以上前から雑木、雑草などが繁茂している状況であり、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。
議 長	以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・質問、意見なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり取り消すことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成ですので、「議案第 34 号 農地法第 4 条の規定による許可の取消願について」は、原案のとおり取り消すことに 決定いたします。
議 長	次に 「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。 なお当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。
5 番 塚本 (勝) 委員	それでは説明します。図面番号 5 も併せてご覧ください。 番号 1 番は、令和 3 年 1 月 1 2 日付けで太陽光パネル設置に伴う 5 条の転用許可がされた土地です。 申請地は深谷公民館から約 250m 北に位置する畑 2 筆です。 こちらは、今回設置機材の変更に伴い面積に変更が生じたため事業計画変更申請に至りました。詳細については事務局から説明があったとおり、太陽光パネルの設置枚数の変更と事業計画における工期が今回の変更内容になります。 事業計画の変更による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。
議 長	以上、委員の皆様のご更なる審議の程よろしくお願いたします。 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・質問、意見なし)

議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 番について、原案のとおり承認することには賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p>
11 番 谷中 昌	<p>14 ページの 12 番、15 ページの 18、19、20、所在地番、一の瀬字一の瀬、瀬が抜けているんじゃないかな。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃるとおり、瀬がかくれてしまっておりますので、正しくは、一の瀬字一の瀬となります。大変申し訳ありませんでした。</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 36 号 について原案のとおり決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第 36 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に「議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より、議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。 （異議なしの声・質問、意見なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 37 号 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 37 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり 決定いたしました。</p>
議長	<p>次に 「議案第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律 第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の 意見の決定について」 上程いたします。 事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。 （事務局説明）</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等 ございますでしょうか。 （異議なしの声・質問、意見なし）</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 38 号 について、原案のとおり 決定することに賛成の方は 挙手をお願いします。 （賛成者挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第 38 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。</p>
13 番 栗山委員	<p>●●●●の斜め反対側のコインランドリーはいつ頃できんだろう。</p>
事務局	<p>特に、こちらでは、情報は入っていないところではございます。</p>
13 番 栗山委員	<p>不意な質問で申し訳ないんだけど、許可して何年だろう、5年位なんだろう。</p>
事務局	<p>調べてみまして、次の委員会で報告いたします。事業者の方に確認をとりまして、今後の計画を確認したうえで、その旨、回答したいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
13 番 栗山委員	<p>場合によって、許可の取り消しもありうるの。</p>
事務局	<p>場合によっては、やらないってことであれば、そのようなことも検討しなければならぬと思います。</p>
議 長	<p>その他、ありましたら。</p> <p>(意見なし)</p> <p>来月の総会は、6月10日(木) 午後2時から予定しております。</p> <p>なお、次回の事前調査員は、飯田敬市委員、 久松弘叔委員、井坂孝雄委員です。 日時は、6月2日(水)午前9時から、 霞ヶ浦庁舎 大会議室といたします。 よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>次に、総会にあたり、推進委員さんの出席についてですが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、引き続き、出席を求めないこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p>

<p>議 長</p>	<p>それでは、引き続き出席を求めないこととしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>次に、総会の際、飲み物を用意した方がいいのではとのご意見、ご要望があり、調査員説明、質疑応答を考慮し、また、委員の皆さんの健康管理も考慮し、飲み物を用意したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>なお、予算としては、委員の皆さんの 積立している賄費で対応したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>他に事務局から、何かありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>①農地利用状況調査について、「日程表(案)」を配布。</p> <p>②農業委員、農地最適化推進委員名簿を配布。</p> <p>③茨城県農業会議から、農林関係税制改正の要望とりまとめの依頼。</p> <p>④令和2年度の成果実績表、活動実績表及び交付金支給明細配布。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、以上を持ちまして、第203回 総会を閉会いたします。</p> <p>慎重審議 大変ご苦勞様でした。</p>
<p>事務局</p>	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>

かすみがうら市農業委員会会議規則第 16 条第 2 項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____